

「住宅宿泊事業法施行条例(仮称)」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

島根県薬事衛生課

募集期間 平成30年4月20日～5月13日

意見提出者 2名、5団体

No.	項目区分	ご意見の内容(概要)	県の考え方
1	実施制限 (全般)	制限区域・制限期間を詳細に定めること。	混乱が生じないよう、制限区域・制限期間は分かりやすく、詳細に定めることとします。
2	実施制限 (全般)	夜間における応急体制の確保やテロ・犯罪等の防止のため、家主不在型の民泊を禁止すること。	家主不在型の場合は、住宅宿泊事業管理者への住宅宿泊管理業務の委託が法令で義務づけられていることから、家主居住型と同様に事業の適正な運営の確保が図られるとされています。また、国の施行要領(ガイドライン)においても「家主居住型と家主不在型を区分して事業の制限を行うことは適切でない」とされており、現時点では制限する考えはありませんが、事業の状況や地域の実情に応じて、市町村の意見を聴きながら、随時、検討していきます。
3	実施制限 (全般)	条例制定後2年[3年]以内に、行政機関(観光、警察、保健所等)、民間事業者(宿泊施設等)、観光関係団体などによる意見交換の場として、条例検討会議を開催すること。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	条例案では、地域の実情に応じて事業の実施を制限する区域及び期間を定めることができるとしており、意見聴取を含め、状況の把握に努めます。また、いただいた意見を参考にまいります。
4	実施制限 (個別)	学校、幼稚園、社会教育施設等の周辺おおむね100m以内では、施設の休業日を除く日は事業の実施を不可とすること。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	条例案は、ご意見の趣旨に沿ったものとなっております。
5	実施制限 (個別)	住居専用地域では、全ての期間で事業の実施を不可とすること。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	条例での規制はしませんが、市町村をはじめ、幅広く関係者・機関からの意見の把握に努め、生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要であると認められる場合は、規則で制限区域及び期間を定めます。

No.	項目区分	ご意見の内容(概要)	県の考え方
6	実施制限 (個別)	大規模イベント開催時には事業の実施を不可とすること。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	
7	実施制限 (個別)	観光地及び景観計画重点区域においては事業の実施を制限すること。 (松江城周辺、伝統美観保全区域(塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区等)、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域)	条例での規制はしませんが、市町村をはじめ、幅広く関係者・機関からの意見の把握に努め、生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要であると認められる場合は、規則で制限区域及び期間を定めます。
8	実施制限 (個別)	出雲大社では、旧暦の10月10日から1週間は歌舞音曲をつつしむとされていることから、同区域・同期間は、騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である。	
9	事業実施 (事業者)	住宅宿泊事業の届出前に、届出者による近隣住民への説明会の実施を義務付けること。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	国の施行要領(ガイドライン)において「届出者から周辺住民に対し事業を営む旨を事前に説明することが望ましい」とされており、今後策定予定の県指導要領にもその旨を定めることとしています。
10	事業実施 (事業者)	対面による鍵の受け渡しを義務化すること。	国の施行要領(ガイドライン)において「本人確認の方法は対面又は対面と同等の手段により行われる必要がある」とされており、今後策定予定の県指導要領において、鍵の受け渡しも対面により行われることが望ましい旨を定めることとしています。
11	事業実施 (事業者)	緊急時における管理者の30分以内の駆け付けを義務化すること。	国の施行要領(ガイドライン)において「苦情があってから管理者が現地に赴くまでの時間は30分以内を目安とする」とされており、今後策定予定の県指導要領にもその旨を定めることとしています。
12	事業実施 (事業者)	人の見える経済活動になり、協力体制もとりやすくなることから、事業者に観光協会などの観光振興へ参加させること。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	項目区分	ご意見の内容(概要)	県の考え方
13	事業実施 (行政)	事業によって生じるごみは、事業ごみとして取扱うこと。 ※同趣旨の意見が他に1件あり	国の施行要領(ガイドライン)においても「事業に起因して発生したごみは事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない」とされており、ご意見のとおり、適切な指導に努めます。
14	事業実施 (行政)	ホームページ等へ届出番号と住宅所在地を掲載すること。	ご意見のとおり、県のホームページには届出住宅の届出番号と所在地を掲載することとしています。
15	事業実施 (行政)	無届民泊事業者への罰則を設けること。	届出をせずに住宅宿泊事業を行った者は、旅館業法違反(無許可営業)となり、同法の規定に基づく罰則が適用されます。
16	事業実施 (行政)	住宅宿泊事業を所管する課を明確にし、問い合わせの所在をはっきりしておくこと。	ご意見の趣旨に沿って対応します。
17	事業実施 (行政)	住宅宿泊事業の消防条例等の制定の際には、宿泊業界及び地域住民に説明し、了解を得ること。	火災予防条例は各市町村により制定されますので、ご意見の趣旨を市町村に伝えます。
18	事業実施 (事業者・行政)	消防署の立入検査と「消防法令適合通知書」の取得を義務付けること。	条例には規定しませんが、今後策定予定の県指導要領に「消防法令適合通知書の提出」について定めることとしています。 なお、適合通知書が提出されない事業者については、その情報を各消防本部と共有の上、連携して指導に努めます。
19	事業実施 (事業者・行政)	県による標識シールの発行及び届出住宅への掲示を義務化すること。	事業者には、届出住宅の見やすい場所への標識の掲示が法令で義務づけられています。 なお、標識は、偽造防止措置を施した上で、県が発行することとしています。
20	事業実施 (事業者・行政)	事業者・管理者を公表し、防火対策及び防犯対策を徹底させるとともに、家主は必ず駐在させ、防犯のために警察の定期巡回を実施すること。	定期巡回については警察によって適切に行われるものと考えていますが、防火・防犯対策については、消防及び警察と連携の上、適切な指導に努めます。 また、緊急時に速やかに連絡が取れるよう、家主居住型にあつてはその所在地を、また、家主不在型にあつては、所在地に加え管理業者の名称及び緊急連絡先を県のホームページで公表することとしています。 なお、家主居住型と家主不在型を区分して事業の実施の制限を行う考えがないことについては、No.2の回答のとおりです。

No.	項目区分	ご意見の内容(概要)	県の考え方
21	事業実施 (事業者・行政)	家主不在型の施設については近隣住民の許可を必要とし、宿泊者名簿の確認や鍵の受け渡しなどについての管理・監督を強化すること。	家主居住型と家主不在型を区分して事業の実施の制限を行う考えがないことについてはNo.2の回答のとおりですが、近隣住民への説明、宿泊者の本人確認、鍵の受け渡しについては、県指導要領に規定し、指導していきます。
22	その他	<p>隠岐の島の観光客が減少したのは、宿泊施設がないためではなく、隠岐の島の魅力が昭和の頃と比べてなくなってきたことが要因である。</p> <p>隠岐の島には空き家がたくさんあるが、まずは全ての方に「隠岐の島に住んでいて良かった、来て良かった」と感じてもらわないと、住宅宿泊事業へつながっていかない。</p>	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
23	その他	農村・漁村体験をする為の宿が〇〇地区にあるが、休耕田を宅地造成の為に埋め立てるのは止めたほうがよい。	ご意見は土地利用に関する事柄であり、関係機関と意見を共有してまいります。